

# 人権教育シリーズ

8月は、「同和問題強調月間」です。昭和40年8月に「同和対策審議会答申」がなされたことから定められています。さぬき市では、街頭キャンペーンやCATVや広報紙で啓発活動を行っています。

さて、「同和問題」とは、なんでしょう。同和問題は、同和地区などと呼ばれる地域の出身であることやその地域とかわりがあるということだけで、根拠もなく著しく不合理な差別を受けているという重大な社会問題です。そして、決して一部の人たちだけの問題ではなく、人間が人間として尊重され、誰もが平等で明るく幸せに生活できる社会の実現のために、私たち一人ひとりが取り組むべき問題です。

今も、交際を拒む、婚約を破棄したりするなどの結婚にかかわる差別、就職にかかわる差別、また、身元調査や家・土地の購入の際に行う土地調査など、様々な人権侵害問題が起きています。

これらの背景には、正しいことを知らないことから起こる偏見や思い込みから、「避けたい」「かわりたくない」という忌避意識・差別意識が根強く残っていることがうかがわれます。

また、「同和問題は、そっとしておけば自然になくなる」「わざわざ教えなくていい」と考える人もいます。しかしこれは、ただ問題を避けているだけで、あやまった知識や情報がより差別を大きくすることになりかねません。まずは事実について、また解決方法について、正しく知ることが大切です。

「同和問題」は、私たち一人ひとりの問題です。この「同和問題強調月間」を機に、「自分にとって同和問題とはなんだろう。それと自分はどうかわっているのだろう。」と考えてみてください。そうすることで、自分の問題としてかわることができ、差別をなくすことにつながっていきます。

【問】人権推進課 ☎(087)894・90088

## 少年育成センターだより

### 夏の青少年非行・被害防止県民運動

夏休み期間中は青少年の不良行為や、その被害者となるケースが増える傾向にあります。犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える「第六十七回社会を明るくする運動（法務省）に合わせ、県は七月一日から八月三十一日にかけて「夏の青少年非行・被害防止県民運動」を展開します。そこで、青少年が社会の一員として自立し、主体的に活躍していくことができるよう、県民がそれぞれの立場で支援していくことが必要です。

さぬき市の子どもを取り巻く現状  
(平成二十九年度の本センターの統計資料より)

図1

種別	内容	校種				合計
		小学校	中学校	高校	その他	
不審者	痴漢					0
	身体接触		2			2
	露出	1	2	3		6
	つきまとい	3	1	1		5
	声かけ	2	1			3
	盗撮					0
	無断撮影	1		2		3
	不審行動	8				8
	その他	1				1
計		16	6	6	0	28

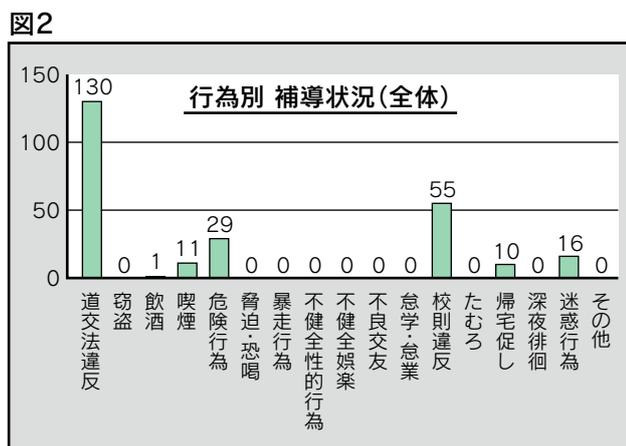


図1は、不審者通報の回数を表しています。地区別では、志度、長尾が10件、寒川が3件、津田が3件でした。図2は、補導状況を表しています。道交法違反と校則違反（ノーヘルメット）が全体の73%を占めています。高校生に多いのはスマホの操作関係です。中学生は、並進やノーヘルメットが多いです。小学生は、確認をしないでの車線変更や飛び出しが多いです。学職別の補導割合では、小学生32%、中学生35%、高校生は、28%でした。当センターでは、巡回を通常補導と特別補導を合わせて343回実施しましたが、市全体を掌握することは難しいです。

そこで、大人の「愛の一声」をよろしく願います。

☆少年に関する相談・情報は さぬき市少年育成センター ☎(0879)42・1012  
少年相談電話 ☎(0879)42・5535